

これまでの議論と今後の検討（未定稿）

令和 6 年 11 月 29 日

組織・制度ワーキング・グループ

会員選考等ワーキング・グループ

- 令和 5 年 12 月の懇談会中間報告において、我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、学術会議の知見や役割はますます重要になってきており、学術会議が国民から求められる機能を十分に発揮し、負託されたミッションを果たしていくためには、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいという考え方が示された。
- 両ワーキング・グループにおいては、懇談会中間報告を踏まえ、法制化に向けた具体的な検討を進めるため、学術会議の意見も聴きながら議論を続けてきた。相互に関連する論点も多いことから、適宜クロスして議論し、幅広い観点から検討を深めるよう留意した。

1 使命・目的

（１）使命・目的等

- 懇談会において、学術会議の使命・目的（ミッション）は、学術の在り方を問い直すことも含めた学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論することであることが確認された。
- 現行の日本学術会議法においては、学術会議はわが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている（日本学術会議法第 2 条）。

しかし、設立以来 75 年にわたる学術の進歩と社会の変化を踏まえ、国から独立した組織として発展していく学術会議の将来を展望するとき、学術会議には、Science for science(あるものの探求)、Science for society(あるべきものの探究)を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて学術の在り方を問い直し、学術の方向性や社会との関係も含めてその統合を志向するような俯瞰的な議論を通じて、学会や審議会ではできないナショナル・アカデミーにふさわしいオンリーワンの活動、特に、世界的・社会的にインパクトのある提言等を行うことが期待されているものと強く感じる。

- また、基礎科学を含めたあらゆる学術は究極的には社会の役に立つものであり、学術会議が我が国を学術的に内外に代表する機関としての正統性を高め国民から理解され支持されるためには、国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していける組織であることが求められる。
- したがって、新たな学術会議の基本理念は、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するとともに、学術の向上発達及び学術の成果を社会に還元し社会の課題を解決することを通じて、国民及び人類の福祉並びに我が国及び人類社会の発展に貢献することであると理解できる。
- 学術会議と国との関係については、学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。

(2) 法人形態

- ワーキング・グループでは、学術会議が現在より高い独立性と自律性を持ちつつ、より良い役割を発揮できるような組織形態にしようと議論を積み重ねてきた。
ワーキング・グループとしては、我が国の科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は、引き続き法律により認めることとした上で、学術会議の組織形態については、以下のような基本理念の下に設計を進めるべきであると考えている。

- ① 会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府は会員選考に関与しない
- ② 主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない（独立行政法人のような組織にはしない）
- ③ 国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約を外し、マネジメントの自律性を高める
- ④ 必要な法定事項以外は学術会議の内部規則等に委ねる
- ⑤ 活動・運営や会員選考の自律性を前提としつつ外部の意見を幅広く聴く仕組みを担保する
- ⑥ ミッションに沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する
- ⑦ 学術会議が国民から期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする

○ 学術会議の活動・運営の全般について外部の意見を幅広く聴くことは、国民から法律によって負託されたミッションをよりよく遂行するためには不可欠である。少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないかという懸念を生じさせないためにも、国民との約束として法律により制度的に担保されることが求められる。

また、学術会議が我が国の科学者を内外に代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援など、海外アカデミーや他の国内法人に例のない特別な地位・権限及び国による財政的支援を法律によって保障されているのは、国民から法律によって負託されたミッションを適切に遂行するためである。活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明する仕組みも、国民との約束として法律により制度的に担保されなければならない。

○ これまでに行ったヒアリング等により、我が国の法人制度においては、国による財政的支援とガバナンスへのコミットメントとはトレードオフの関係にあることが明らかになっている。海外アカデミーの組織形態はさまざまであるが、我が国のような特別な地位・権限及び国による財政的支援を法律で保障されている国はなく、上記のような設計理念は海外アカデミーと

の比較においても齟齬をきたすものではないと考えられる。

- なお、法律で定める必要のある基本的な事項・重要な事項は法定し、詳細は内部規則等に委ねるという考え方は、繰り返し確認されているところである。内容及び運用の両面から望ましい制度設計となるように、引き続き学術会議の意見も聴きながら議論していきたい。

2 業務等

(1) 業務及び権限

- 前述したミッション及び基本的な理念を踏まえると、学術会議の組織及び業務の目的は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項の審議や政府に対する学術的助言、学術に関するネットワークの構築及び活用、国民及び社会との対話の促進、国際的な連携及び交流などを行うことにより、学術の向上発達に資するとともに、行政、産業及び国民に学術的な知見を提供し、学術の成果を還元することだと考えられる。
- 学術会議が「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」をアクションプランの冒頭に掲げ、課題解決型の助言機能強化に向けて、社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について、迅速な取り組みを進めつつあることは歓迎したい。

第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言をはじめ、現在準備中の生成 AI を需要・活用する社会の実現に向けての提言、国民の健康維持・増進に資する食品制度に関する提案等についても、成果を期待しつつ注視している。

(2) 中期的な活動の方針等

(A) 中期的な活動の方針

- 学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していくためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、中期的な活動の方針を策定し（仮に任期が6年なら期間も6年）、国民から理解され支持されるようにミッションの明確化・具体化を図り、積極的に発信していく必要がある。
- 記載事項としては、たとえば業務（学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進）の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられる。
- 中期的な活動の方針は、予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となる重要なものであるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定することが望まれる。学術会議が自主的にさまざまな方法でいろいろな意見を聴取するのは望ましいことではあるが、運営助言委員会及び日本学術会議評価委員会の意見を聴くという形で制度的に担保することも必要である。

(B) 年度計画等

- 予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示すため、中期的な活動方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する必要がある。
- 学術や社会・経済活動の変化が加速しつつあることに鑑みると、6年というスパンの活動の方針だけでなく、それをブレイクダウンした3年程度のアクションプランを作成し、必要に応じて更新しながら、年度計画と接続して弾力的に活動・運営を進めていくことも考えられる。

| | |------------| | 3 会員及び会員選考 | |------------|

- 学術会議が国民から負託されたミッションを適切に遂行するためには、活動・運営を担う会員の選考が何よりも重要であり、会員選考が独立して自律的に行われることを前提に、

- ・我が国の代表にふさわしい very best な会員が選ばれること（学術的な卓越性）
 - ・会員は客観的で透明な国民に説明できる方法で選考されること
 - ・会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映されること
 - ・選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み（適切な任期等、定年年齢、会員数など）が整備されること
- が必要である。

- 学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オプレーションが適切に機能する前提としても、
- ・よりよい選考基準や選考手続き等を検討するために、外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために、外部に説明できるような選考の仕組みを整えること
- を国民との約束として制度的に担保することが必要である。

（１）国民が納得できるメンバー

- 科学者の価値は「新しい知識の創造」であり、会員選考において very best（学術的な卓越性）が最終的な価値であることは、ナショナル・アカデミーのスタンダードであることが確認された。
- したがって、会員の領域・カテゴリーごとに「新しい知識の創造」とはどのようなことを考え、very best に必要な資質・選考基準の言語化に務めることが不可欠である。
- また、審議を主なミッションとする学術会議においては、学術の方向性や学術と社会の関係などを俯瞰的に議論するために必要な高いダイバーシティを確保する必要がある。
- 外国人会員の重要性についても海外アカデミーへの調査で改めて確認されたところである。性別、所属機関、地方在住者、若手研究者などとともに、新分野・融合分野などの学術的なダイバーシティや国際的な研究・業

績など国際的な観点におけるダイバーシティの維持・向上に努めることが求められる。

(2) 国民に説明できる選考方法（客観性・透明性等）

- 会員が仲間内だけで選ばれる組織であると思われたいためには、ファーストスクリーニングと候補者の絞り込みを同じメンバーが（同じメンバーだけが）行わない仕組みが望ましい。

選考過程の客観性・透明性、納得性を高めるためには、コ・オプレーション方式を前提としつつ、海外アカデミーのような投票のプロセスを組み合わせることが必要であり、グローバル・スタンダードの観点からも重要である。

- また、投票制が実質的に機能するためには、
 - ・ 選考に先立って学術の進歩と社会の変化を踏まえた分野の設定（新規分野・融合分野への対応、既存の専門分野の見直しなど）、
 - ・ ダイバーシティも考慮した会員数の適切な配分が重要であり、専門分野の設定・会員数の配分についても、外部の意見を聴いて内外に説明できる形で決定する仕組みが必要である。

- 具体的な選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適当だが、たとえば次のような大枠については制度的に担保されることが望ましい。

- ① ダイバーシティの大枠、専門分野の設定及び会員数の配分を内外に説明できる形であらかじめ定めること
- ② 候補者となる者の裾野を広げるため、会員以外（大学、学協会、国研、産業界等）からの候補者推薦の仕組みを設けること
- ③ 各専門分野における選考は、少なくとも当該専門分野に所属する会員全員が参加する投票により行うこととし、当該専門分野の定数を超える候補者が順位づけられたショートリストを作成すること
- ④ ショートリストをもとに、当該専門分野以外の会員が参加する大分野別又は会員全体での投票を行い、候補者を絞り込むこと

- ⑤ 上記の投票は、形式的なものではなく実質的な意味のある投票とし、議論の過程や投票結果は関係者において共有されること

- なお、ワーキング・グループの議論の中では、特に専門分野別の投票について、主要分野の候補者が境界的・隣接的な領域に比べて常に優先されるような結果にならないための工夫が求められることも指摘されている。

(3) 会員数・連携会員（協力会員）及び会員等の身分

(A) 会員数

- 学術会議の会員数が諸外国に比べて極端に少ないことはかねてから指摘されてきた。新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上に努めつつ、俯瞰的な議論を行い、活動の範囲を広げていくことを可能にするためには、必要な会員数を増員することが望ましい。
- 連携会員制度の趣旨や必要性、会員との関係などについては、あいまいな点が多く見られる。また、会員と連携会員を合わせた 2,100 名という人数は、学術会議が very best な会員で構成されるべきこと（学術的な卓越性）との関係でも過剰感がある。
- このため、会員数と連携会員制度を併せて見直し、会員数を適切な数まで増員するとともに、連携会員制度に代えて会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みを整備することが適当である。
- 大幅な増員は very best という観点から慎重であるべきであり、いずれにせよすべての学術分野をカバーすることはできないとすれば、会員数を増員する場合でも 250 人以上 300 人程度とし、新分野・融合分野への対応やダイバーシティ向上のために very best を維持しながら漸次増員していくことが現実的ではないかと考える。
- なお、若手研究者の会員への積極的な登用については、若手アカデミーの活躍ぶりをみても異論ないところであり、組織の活性化や年齢構成のダイ

バーシティの観点から、50～100 人程度の「若手会員枠」とでもいうべきものを別途設けることも検討に値すると考えられる。

(B) 連携会員（協力会員）

- 連携会員については、法定事項とせず学術会議の内規により運用する方が、学術会議の活動・運営の自律性の観点からも法人化のコンセプトに沿ったものになると考えられる。たとえば、会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みとして整備することが考えられる。
- その場合には、法定組織である従来の「連携会員」との混同を避けるため、「連携会員」以外の名称（たとえば「協力会員」）とすることが望ましい。

(C) 任期・再任、定年（選ばれた very best な会員が存分に働けるような身分に関する仕組み）

- 学術会議において very best の会員を選考しようとする場合（学術的な卓越性）、6 年という比較的短い任期、再任不可、70 歳定年という現行制度では人材枯渇のおそれがあり、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請等の観点からも、見直しが必要である。
一方、学術会議は学術に関する重要事項の審議を主な役割とし、海外アカデミーのような顕彰機能は持たないことから、学術の進歩と社会の変化に応じて会員構成が適切に変化していくことも求められる。
- このため、法律上の枠組みとしては、任期は 6 年のままで再任可・75 歳定年とし、人材登用の可能性を広げた上で、再任の回数や現在の定年年齢を超える会員数などの実際上の制度の運用は、学術会議の慎重かつ自律的な判断に委ねる仕組みとすることが、適当な方向性ではないかと考えられる。
- なお、再任については、希望すればほぼ自動的に再任されるというような運用ではなく、会員としての活動実績も考慮しつつ新規会員と同等の厳格

な審査が行われる必要がある。新陳代謝を確保するためには、再任される会員数を会員総数の一定割合以下とするような運用も考えられる。

- 定年年齢等の見直しに併せて、定年退職の日は誕生日ではなく、誕生日の直後の9月30日とし、欠員補充は原則として年1回とすることが、ダイバーシティの維持や選考実務の煩雑さを勘案すると適当ではないかと考えられる。
- いずれにせよ運用の実態なども勘案しつつ、学術会議と引き続き議論していきたい。

(4) 選考助言委員会

- 学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オプテーションが適切に機能する前提としても、
 - ・ よりよい選考基準や選考手続き等の検討のために外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・ 会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないうために外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。【前掲】
- 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が選考基準や手続きについて意見を述べるのが、コ・オプテーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、
 - ・ 委員は会長任命であり、すぐれた研究又は業績を有する者であること
 - ・ 意見の対象は選考に関する方針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと
 - ・ 意見に法的な拘束力はないこと
 - ・ 議論の過程は記録に残し、検証可能であることなどが前提であり、学術の独立性や自律的正統性との関係で問題を生じることが考えにくい。
- このような枠組みを法定し議論の過程や投票結果を記録に残していくことで、会員が仲間内だけで選ばれているのではないかとというような懸念が

なくなり、公明正大な議論をしながら決めたことが明らかになる。学術会議にとってもメリットは大きいと考えられる。

また、会長任命の委員が不当な意見に固執するというような想定しにくいケースが仮にあったとしても、学術会議側の反論の正しさや選考助言委員会の意見に従わないことの正統性が証明されることになる。

- 現在でもさまざまな外部団体などから意見を聴いているから選考助言委員会の法定は必要ないのではないかという意見もあるが、任意の取組では何をどの程度行うかが不明確で制度的に担保されないため、国民との約束としては不十分である。

仮に同じようなことをしているというのであれば法定することに問題はなく、ワーキング・グループの中でも、外部からモニタリングされるというような消極的な姿勢ではなくて、きちんと活動・運営していることを積極的に外部に示していくべきである。

- このように、選考助言委員会の設置はコ・オプテーションの理念を踏まえつつ選考の正統性の向上に資するものであるが、いずれにせよ、引き続き学術会議の意見を聴きながら、委員の要件や所掌事務などについて明確にするなど、より良い設計ができるよう議論していきたい。

(5) 新たな学術会議の発足時の会員の選考

(A) よりオープンで慎重かつ幅広い選考方法

- 新たな日本学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オプテーションによる会員選考のベースになるものであり、極めて重要である。初期メンバーとして very best の会員を選ぶためには（学術的な卓越性）、現会員だけによるコ・オプテーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考することが望ましい。学術会議のミッションに沿って、新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上など学術の進歩と社会の変化も踏まえて適切なセットアップを行い、その上で、それ以降の通常の会員選考については、very best の新会員によるコ・オプテーションによることが適当である。

- 今回の見直しによっても学術会議のミッションに基本的な変更はなく、進化・深化するだけだから従来の選考方法を変える必要はないという意見もあるが、完全に変わるかどうかは議論の余地があるとしても、ミッションの進化・深化を踏まえた最適の選考方法を検討する必要がある。
- 具体的な選考方法は、平成 17 年改正時の方法も参考にしながら、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法を検討中である。

(B) 現会員としての任期が残っている会員の取扱い

- 法人としての学術会議の発足時の会員については、まず、学術会議のミッションを踏まえ、オープンに慎重かつ幅広い方法で、すべての会員を平等に選考することが考えられる。法人発足時に現在の会員としての任期を 3 年間残している人たちは、新会員として選考されることも可能であり、その場合は任期 6 年の会員として活躍していただくことも期待される。
反対に、現在の会員としての任期を 3 年間残している人たちが任期 6 年を前提に任命されていることを重く見て、他の会員のような選考を経ることなく新法人の会員とみなすことも考えられる。
- いずれにせよ、具体的どのような方法が考えられるか、懇談会の意見もよく聴きながら妥当な方法を議論していきたい。

| | |--------| | 4 内部組織 | |--------|

(1) 総会及び役員会

- 学術会議には、最高意思決定機関として引き続き総会を置くことが適当である。
- また、総会の下に役員会を置き、中期的な活動の方針や予算の案等を作成するとともに、日々の業務の遂行を担うこととするのが適当である。

- 役員会の構成員としては、会長及び副会長を法定し、それ以外は学術会議が内部規則等により決定できることとするのが適当である。

(2) 会長等

- 学術会議の会長には、学術的に卓越した業績が求められるのは当然だが、それに加えて
 - ・学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン
 - ・組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関の指導的地位における活動実績）
 - ・会員や国民・社会とのコミュニケーション能力なども必要である。
- 会長は常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、適切な人材を確保するためには望ましいと考えられる。
- 任期については、適材適所の観点から、任期３年・１度に限り再任可とするのが現実的だと考えられる。
- 会長は会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。
- 前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることを検討すべきである。

- 会長を補佐して学術会議の業務を掌理する副会長を引き続き 3 名程度置くことが適当である。副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行うこととなる。

5 ミッションに沿った活動・運営の支援

(1) 財政基盤

- 学術会議と国との関係については、学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。【前掲】
- 国民から負託されたミッションに沿って活動する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことは、ワーキング・グループとしても強く期待するところ。
- 国から独立した法人格を有する組織に移行する学術会議の予算は、学術会議を運営するための経常的な経費、ミッションオリエンテッドな課題に関する費用、自主的な活動に関する経費の 3 つに大別されると考えられる。
特にミッションオリエンテッドな経費については、政府から審議等を直接依頼する課題と、学術会議が自主的に行おうとする活動の中で政府が重要と考え費用を支出するものがあると考えられる。
- 学術会議には、予算を増額する現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、財政面での独立性・自律性の確立、活動の活性化や水準の向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けての努力が求められる。
- 国から独立した法人格を有する組織への移行が学術会議の運営にとっての不利益にならないようにするとともに、国費に依存せず自助努力が図ることを支援するため、税制上の所要の措置を講じることも大切である。

(2) 事務局機能の強化

- 会長が勤務形態などにかかわらずリーダーシップを十分に発揮できるような環境が整備されることは、極めて重要である。
- このためワーキング・グループでは、
 - ・ 事務局機能としては、PhD、URA 等の職員を配置することはもとより、会長のリーダーシップの下で事務局長等が責任をもって主体的に活動できる仕組みを整備すること
 - ・ 戦略機能（学術全体の方向性などを考える部隊）としては、会長直属の戦略スタッフ（仮称）を置き、会長の命を受けて機動的に活動できる環境の整備することなどが提案されている。
- このほか、運営助言委員会、日本学術会議評価委員会、監事なども、会長等と十分なコミュニケーションを確保し、良好な組織運営に資するよう設計することが望まれる。

(3) 運営助言委員会

- 運営助言委員会には、中期的な活動の方針や予算案の策定、組織の管理・運営などについて、外部の視点・知見を提供することが期待される。
- 運営助言委員会は、多数の委員から構成するのではなく、会長が実効的な助言を求めることができるアドバイザーボードのような専門性と機動性の高い組織として設計・運用されることが望ましい。
- 会長が委員を任命するに当たっては、会員と同質的な組織とするのでは趣旨が没却されることから、幅広く外部の視点・知見を提供できるダイバーシティの高いメンバーとすることが期待される。

(4) 活動・運営の評価等

- 学術会議が我が国の科学者を内外に代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援など、海外アカデミーや他の国内法人に例のない特別な地位・権限及び国による財政的支援を法律によって保障されているのは、国民から法律によって負託されたミッションを適切に遂行するためである。活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明するための仕組みも、国民から理解され支持される組織となるためには、国民との約束として法律により制度的に担保されなければならない。【前掲】
- パブリックコメントなどのボトムアップ型の手法を取り入れることも一つの試みとして考えるが、定常的に組織の在り方を見ていて、必要に応じて議論もしながら深い意見を言うことが期待されている評価・監事とは性格や役割を異にするものである。
- また、評価委員や監事を主務大臣が任命することはナショナル・アカデミーの基本理念と矛盾するのではないかという心配もあるが、評価・監事は学術会議の活動（提言など）の学術的な価値を判断するものではなく、ミッションに沿って活動していることを国民に説明するためのガバナンスの設計方法の問題である。評価される人が評価する人を選び、監査される人が監査する人を選ぶのでは納得性・信頼性を欠き、評価・監査したことにならない。
- このことは私立学校法の改正趣旨（令和 7 年 4 月施行）からも明らかにされており、ワーキング・グループのヒアリングの中で
 - ・ 理事と評議員の兼職を不可としたのは、執行する側と意見を言う側が同じ人だと意味がないから
 - ・ 監事を理事長による選任から評議員会による選任に改めたのは、チェックされる側がチェックする人を選ぶ仕組みではチェック機能が本当に正しく働くのかという懸念があったからという説明がなされている。
- なお、海外アカデミーにおいて評価・監事などに国が関与していないの

は、法制度上、アカデミーと国とは相互に依存も拘束もしない関係になっており、契約や委託、補助金等の範囲内でしか相互に義務を負わないから、その必要性がないからだとも理解される。

(A) 自己点検・評価等

- 学術会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を日本学術会議評価委員会に報告し、公表することが必要である。
- このような取組は、現在でも行政事業レビューや政策評価などとして行われている。

(B) 日本学術会議評価委員会（仮称）

- 学術会議がミッションに沿った活動・運営を行っていることを国民に説明するための仕組みとしては、アカデミーとしての性格も踏まえると、評価委員会を設置し、学術会議が行う自己評価をもとにトレースし、国民に説明していくことが適当である。
- ワーキング・グループでは、チェックポイントの例として、ミッションや中期的な活動の方針を踏まえた課題設定がなされているか、ステークホルダーとコミュニケーションをとっているのか、俯瞰的な議論をしたか、提言発出後に十分にフォローアップが行われたかなどが挙げられている。
- このような言わばプロセス評価とでもいうべき方法を中心として、毎年の自己点検・評価を活用したパフォーマンスの確認も併用しながら、ステークホルダーへの説明・議論を通じて活動・運営の状況を国民に可視化していくことが期待される。
- また、制度設計上の工夫としては、運営助言委員会及び選考助言委員会との有機的な連携を保つため、たとえば両委員会の委員長が評価委員会にオ

ブザーバー参加し、必要な説明や意見を述べることが検討されることも考えられる。

(C) 監事

- 監事は、一般に、組織が定められたルールに基づいて適正に活動しているかを見ていくことで、組織のミッション遂行に貢献することを職責とするものであり、学術会議においても同様である。活動内容の学術的な価値を審査するものでも、日々の細かな活動を１つ１つ監視するためのものではない。
- 監事は法人の長と緊張関係にありつつも良き理解者であり、敵対するものではないこと、監事が置かれたから問題が生じたというような例は聞かれないということは、ワーキング・グループにおいて縷々指摘されている。

監事が、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとすることを確認的に法律に明記することなども考えられるが、何よりも監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思われる。
- いずれにせよ、制度の設計及び運用について学術会議の懸念が払拭されるよう引き続き議論していきたい。